

平成15年2月25日 製品安全課

商品名等 (電気用品名等)	吸着除湿ユニット付システムキッチンユニット
------------------	-----------------------

1 当該商品等の概要

用途、機能、性能

吸着除湿ユニットを組み込んだシステムキッチンユニットである。

構造、仕様、意匠

吸着除湿ユニットは、送風機、ヒーター(シリカゲルの乾燥・再生)及びシリカゲルよりなり、キッチンユニット最下段の引出部に取付け、吸着除湿ユニットからキッチンユニットの電源接続端子台まで配線されている。

なお、単体で電気乾燥機としても機能する。

定格：100V、21W、50/60Hz

主な使用者、販売先

一般家庭

A社が吸着除湿ユニットを製造しB社に納入、B社は自社製のキッチンユニットに組込み販売する。

なお、キッチンユニット設置現場における電源接続工事は、電気工事士が行う。

2 対象・非対象の解釈

特定電気用品以外の電気用品中、交流用電気機械器具の「その他の電気機械器具付家具」として取り扱う。

なお、吸着除湿ユニット単体についても電気乾燥機の対象となり、製造、輸入又は販売事業を行う場合、電気用品安全法上の手続が必要となる。

(理由)

当該キッチンユニットは、家具に電気乾燥機を組み込んだものであることから、「その他の電気機械器具付家具」として取り扱うのが妥当と判断する。